

令和8年度

「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール募集要項

1 趣 旨

元気で活力のある21世紀の群馬県を創造するためには、未来への希望を託す貴重な存在であり、21世紀の群馬県を形成する青少年の健全育成が重要な課題です。

このため群馬県では、昭和40年度から毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進しています。

また、青少年自身が自らの行動に責任を持つとともに、社会の一員としての自覚を深める日として、昭和58年度から毎月第1土曜日を「少年の日」と定め、「家庭の日」と連動した県民運動を展開しています。

そこで、「少年の日」「家庭の日」の一層の普及・徹底を図り、青少年をよりよく育てるために、この日にちなんだ絵画・ポスター及び標語を募集します。

2 主 催 群馬県、群馬県教育委員会

3 後 援 群馬県警察本部、群馬県青少年育成推進会議、群馬県PTA連合会、群馬県女性団体連絡協議会、ぐんま地域活動連絡協議会、群馬県防犯協会、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、産経新聞前橋支局、東京新聞前橋支局、日本経済新聞社前橋支局、共同通信社前橋支局、時事通信社前橋支局、NHK前橋放送局、群馬テレビ、エフエム群馬

4 参加協力 各市町村、各市町村教育委員会、青少年育成団体

5 応募資格

県内在住又は在学の方とし、部門により以下のとおりとします。

(1) 絵画・ポスターの部

ア 絵 画 小学生

イ ポスター 中学生

(2) 標語の部

小学生（4年生以上）、中学生、高校生又は一般の方

6 応募規定

(1) 絵画・ポスターの部

ア 内 容

- ・「少年の日」--青少年の健全育成に役立ち、また、青少年自身が自らの行動に責任を持ち、社会の一員としての自覚を深められるもの。
(例 スマートフォン等の適正な利用をよびかけるもの、あいさつ運動、地域での伝統行事やボランティア活動への参加、スポーツ活動等)
- ・「家庭の日」--家庭の様子を題材にした健康的で明るいもの、又は「家庭の日」にどこかへ行った時のこと。
(例 スマートフォン等の適切な使い方と家族団らんの大切さを伝える内容のもの、家庭内でのイベントや家族との会話、外出、食事の様子等)

イ 用 紙

- ・画用紙「四つ切り」(38×54cm)のもの。

ウ 材 料

- ・クレヨン、水彩絵の具、ポスター用絵の具のいずれかを使用してください。

エ 留 意 点

- ・絵画には、標語等を記入しないでください。
- ・ポスターの題字には、次の4種類の中からいずれかを選んで記入し、それ以外記入しないでください。

「少年の日」、毎月第1土曜日「少年の日」
「家庭の日」、毎月第1日曜日「家庭の日」

- ・応募は一人1作品とし、様式1の絵画・ポスター応募用紙に必要事項を楷書で記入のうえ、作品の裏面、横置きの上肩に貼付してください。また、作品の裏面にも直接鉛筆で氏名を記載してください。

(2) 標語の部

ア 内 容

「少年の日」「家庭の日」の内容がよくわかり、その内容を強くアピールするもの。

イ 形 式

- ・形式は問いません。
- ・応募は一人1作品とし、様式2の標語応募用紙に記入してください。
なお、一般の方については、はがき等に様式3の標語応募用紙（一般用）に記入して応募してください。

(3) 提出点数の限度

各学校・団体から県への提出点数については、次のとおりとします。

絵画・ポスターの部 各学年5点以内

標語の部（小・中・高校生）各学年5点以内（一般）団体あたり20点以内

(4) その他

応募用紙には、氏名にふりがなをつけ、必ず提出時点の学年を記載してください。

小・中学生は、絵画・ポスター及び標語の両部門に応募することができます。ただし、各部門で一人1作品であること、絵画は小学生が対象であること、ポスターは中学生が対象であること、標語は小学4年生以上が対象であることに注意してください。

また、各部門で同一の方が異なる提出方法で複数の作品に応募することはできません。

7 提出方法

(1) 市町村立学校

各学校で作品を取りまとめ、様式4の応募者・応募数一覧表を作成し、作品とともに各市町村担当課に提出してください。

各市町村担当課は、様式5の応募者・応募数一覧表（市町村用）を作成し、作品とともに群馬県生活子ども部私学・青少年課に提出してください。

(2) 市町村立以外の学校

各学校で作品を取りまとめ、様式4の応募者・応募数一覧表を作成し、作品とともに群馬県生活子ども部私学・青少年課に提出してください。

(3) 団体

団体（愛好会、絵画教室等）単位で提出する場合は、当該団体で作品を取りまとめ、様式4の応募者・応募数一覧表を作成し、作品とともに群馬県生活子ども部私学・青少年課に提出してください。

(4) 個人

上記の(1)(2)の学校に在籍する児童・生徒や一般の方（標語の部）で学校単位や団体単位での提出をしない場合には、応募用紙やはがき等（標語の場合）に必要な事項を記載して、作品を群馬県生活子ども部私学・青少年課に提出してください。

8 応募先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県生活子ども部私学・青少年課青少年育成係あて

9 締切日

令和8年6月12日（金）到着分までとします。

ただし、市町村立学校については、令和8年6月5日（金）までに各該当市町村担当課へ提出してください。

10 選考と表彰

(1) 選考

審査は、主催者の委嘱した審査員により入賞・入選作品を選考します。

審査結果は、各学校又は団体に通知します。

児童生徒の入賞・入選者については、作品の提出方法に関わらず、在籍する学校に通知します。

一般の方（個人）については入賞・入選者のみ本人あて連絡いたします。

(2) 表彰等

入賞者のうち、最優秀賞受賞者には賞状・記念品を、金・銀・銅の各賞受賞者及び入選者には賞状を授与します。なお、最優秀賞受賞者については、令和8年11月28日（土）に開催の群馬県青少年育成大会にて表彰します。詳しくは後日、追って連絡いたします。

11 その他

(1) 応募書類に記載された個人情報、審査委員会が行う入賞・入選作品の選考及び本事業の運営に関する目的にのみ使用します。ただし、入賞・入選作品の個人情報の一部（氏名、在籍校、学年）については、関係機関に配布する作品集に使用します。また、提出書類に記載された個人情報を、別の目的で使用する必要が生じた場合は、別途、本人の了解を得ることとします。

なお、提出書類は、原則として返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 絵画・ポスターの応募作品は、原則返却いたします。

(3) 応募作品の著作権は、群馬県に帰属します。

(4) 応募作品は、広報資料の作成等に活用させていただきます。

(5) 入賞・入選作品は、群馬県ホームページにて公開します。